

平成 30 年度 沖縄県障害者自立支援協議会

日時：平成 31 年 2 月 13 日（水）

14:00～16:00

場所：県庁 6 階第 2 特別会議室

○沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱	1
○沖縄県障害者自立支援協議会委員名簿	2
○沖縄県障害者自立支援協議会体制図	3

会次第

1 各圏域における平成 30 年度活動報告

(1) 北部圏域の活動報告	4
(2) 中部圏域の活動報告	9
(3) 南部圏域の活動報告	13
(4) 宮古圏域の活動報告	16
(5) 八重山圏域の活動報告	18

2 各部会の活動報告及び平成 31 年度の活動計画

平成 31 年度沖縄県障害者自立支援協議会体制図（案）	24
(1) 相談支援・人材育成部会の活動報告・活動計画	25
(2) 療育・教育部会の活動報告・活動計画	36
(3) 就労支援部会の活動報告・活動計画	39
(4) 住まい・地域支援部会の活動報告・活動計画	47
(5) 権利擁護部会の活動報告・活動計画	52

3 意見交換等

○ 関係資料

①障害者手帳の交付状況	53
②障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービス費の推移	54
③障害者相談支援事業の実施状況等	56
④平成 30 年 9 月までの計画相談実績	57
⑤県内計画相談事業所の状況（H30 年 10 月実施・実態把握アンケート）	58
⑥障害者雇用の状況	71
⑦特別支援学校の在学者数等の状況	75
⑧気になる子の有所見率について	79
⑨障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について	（追加資料）

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 県内の地域自立支援協議会単位ごとの支援体制の整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
- (3) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (4) 市町村基幹相談支援センター等機能強化事業及び沖縄県相談支援体制整備事業に関すること。
- (5) 沖縄県全域における関係機関の連携強化、社会資源開発・改善に関すること。
- (6) その他権利擁護の普及に関すること等。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 企業・不動産関係事業者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 障害者等及びその家族
- (8) 市町村
- (9) 学識経験者
- (10) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

第6条 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第7条 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。（部長決裁）

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。（部長決裁）

沖縄県自立支援協議会 委員名簿

	所属・職名(別記①)	委員名(別記②)	資格、各種委員会委員、前職等	障害等分野
1	社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	伊波 剛	相談支援専門員(北部市町村委託事業所)、社会福祉士	相談支援
2	社会福祉法人 若竹福祉会 enjoy 相談支援専門員	松田 建一	相談支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	相談支援
3	NPO法人わくわくの会 さぼーとせん たーい 所長	小浜 ゆかり	相談支援専門員、作業療法士、南部地区障害者自立支援連絡会議 療育・教育部長	身体障害、児童
4	沖縄中部療育医療センター 院長	高良 幸伸	医師、県発達障害者支援センター がじゅま〜るセンター長	児童・発達障害
5	医療法人社団 輔仁会 田崎病院	西銘 隆	精神保健福祉士、一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会会長(PSW協会)	精神障害
6	県立大平特別支援学校 校長	與儀 達子		行政(教育)
7	県教育庁県立学校教育課 主任指導主事	新垣 ゆかり		行政(教育)
8	沖縄障害者職業センター 所長	川村 浩樹		行政(雇用)
9	南部地区障がい者就業・生活支援センターかるにあ 社会就労センター長	吉川 嘉朝	南部地区障害者自立支援連絡会議 就労部会長	雇用
10	沖縄県手をつなぐ育成会 会長	田中 寛	県障害者施策推進協議会委員	知的障害
11	NPO法人チーム沖縄 代表	上里 一之	沖縄県共生社会条例共同代表	身体障害
12	沖縄県精神保健福祉連合会 理事	増山 幸司		精神障害
13	沖縄市 障がい福祉課 課長	内間 安研		行政(市町村)
14	宮古島市障がい福祉課 課長	石川 博幸		行政(市町村)
15	沖縄大学 准教授	島村 聡	社会福祉士、日本社会福祉士会障がい者支援委員会委員	教育(福祉)
16	(特) 名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センターウェブ 施設長	安村 勤	精神保健福祉士、相談支援専門員 沖縄県障害者相談支援従事者研修講師	北部圏域 アドバイザー
17	(特) なちゅら福祉ネット 相談役	津波古 悟	介護福祉士、相談支援専門員 知的障害者マネジメント従事者養成指導者研修修了 厚生労働省障害者相談支援従事者養成研修講師	中部圏域 アドバイザー
18	(特) おきなわ障がい者相談支援ネットワーク 理事長	溝口 哲哉	相談支援専門員、社会福祉士 沖縄県障害者相談支援従事者研修修了	南部圏域 アドバイザー
19	(株) ゆにばいしがき 管理者	津嘉山 航	社会福祉士、相談支援専門員 養護学校教諭免許	八重山圏域 アドバイザー
20	(合) ミックス 相談支援専門員	下地 晃次	相談支援専門員	宮古圏域 アドバイザー
21	沖縄県子ども生活福祉部 部長	大城 玲子	議事進行	行政(県)

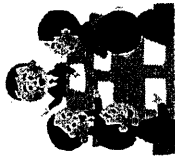
平成30年度 沖縄県自立支援協議会体制図

平成30年11月22日現在
 沖縄県子ども生活福祉部
 障害福祉課

沖縄県自立支援協議会 (障害者総合支援法89の3(3))

- 【役割】
- ① 地域の実態把握
 - ② 地域の実態把握の調査
 - ③ 全県的視野の把握
 - ④ 専門的知見の活用
 - ⑤ 関係機関の連携

- 【委員(約40名)】
- ① 福祉専門業者(3)
 - ② 障害福祉サービス事業者(1)
 - ③ 医療関係者(2)
 - ④ 教育・雇用関係機関(4)
 - ⑤ 企業・不動産関係事業者(-)
 - ⑥ 障害者関係団体の代表者(2)
 - ⑦ 障害者等及びその家族(1)
 - ⑧ 市町村(2)
 - ⑨ 学識経験者(1)
 - ⑩ 必要が必要と認める者(5)(圏域アドバイザー)



部会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

- (1) 相親支援・人材育成部会
- (2) 療育・教育部会
- (3) 就労支援部会
- (4) 権利擁護部会
(差別解消支援地域協議会)
- (5) 住まい・地域支援部会

ワーキンググループ

※特定方針を重点的に検討

- a. ケアマネワーキング
- b. 現任研ワーキング
- c. 初任研ワーキング
- d. サビ管ワーキング
- e. 地域移行・定着ワーキング
- a. 医療的ケア児ワーキング
(「協議の場」)
- a. 一般就労ワーキング
- b. 福祉的就労ワーキング
- a. 意思決定支援ワーキング

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

○ 沖縄県障害者施策推進協議会
(障害者基本法36(1))

○ 沖縄県発達障害者支援センター
(地域生活支援事業)

○ 障害者就業・生活支援センター
(地域生活支援事業※生活支援分)

○ 沖縄県居住支援協議会
(住宅セーフティーネット法5(4))

○ 沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会
(地域生活支援事業)

市町村自立支援協議会
(障害者総合支援法89の3(1))

各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

部会

- (1) 相談部会
- (2) 療育・教育部会
(北都、中部、南部、宮古、八重山)
- (3) 就労部会
(北都、中部、南部、八重山)
- (4) 住まい・地域支援部会
(北都、中部、南部、八重山)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

圏域アドバイザー 連絡会議

(地域生活支援事業)

アドバイザーは、各圏域の市町村福祉事務所等から、地域の実態把握、調査・調査等を行うため、各部会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

また、県自立支援協議会の部会に「コーポレーター」を配置し、アドバイザーを補佐するとともに、より円滑な協議・連携を図る

